工賃向上優良事業者表彰要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、本県における就労継続支援B型事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、宮城県又は仙台市の指定を受けた就労継続支援B型事業所をいう。以下同じ。)のうち、工賃向上の取組が特に優れている事業所に対する表彰に関し、表彰規則(昭和42年宮城県規則第63号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の主体)

第2 この要綱に定める表彰は、保健福祉部長が行う。

(表彰の方法)

- 第3 この要綱に定める表彰は、賞状を授与して行う。
- 2 前項の表彰には、記念品等を加授することができる。

(表彰の対象)

- 第4 表彰の対象は、就労継続支援 B 型事業所のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 県が実施する「平均工賃実績調査」において、前年度の平均工賃月額が宮城県工 賃向上支援計画に定めるグループのうち、初めてAグループとなった事業所。
 - (2) その他障害者の就労支援の取組等において、他の就労継続支援 B 型事業所の模 範と認められる事業所。

(表彰の決定)

第5 この要綱に定める表彰の決定は、前条に定める基準を満たす事業者について、保健 福祉部障害福祉課において審査の上、その審査内容を踏まえ、保健福祉部長が決定する ものとする。

(表彰の時期)

第6 この要綱に定める表彰は、随時行う。

(表彰の事務)

第7 この要綱に定める表彰の事務は、保健福祉部障害福祉課で行う。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年3月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年3月14日から施行する。